

議案第123号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄することについて、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求める。

1 権利の内容

医療費の支払に充てるため、北上市福祉医療資金貸付基金が貸付けた貸付金のうち、未償還となっている金銭債権

2 権利を放棄する金額

2,089,000円

3 放棄する権利の相手方

秋田県●●●●

●●●● 外9人

別紙のとおり

4 権利を放棄する理由

債務者の換価する財産が無く、回収不能であること等に加え、債権の消滅時効の期間が経過しているため。

5 権利を放棄する時期

本議案の議決の日

平成31年2月28日提出

北上市長 高橋敏彦

提案理由

貸付金の回収見込がないことから、金銭債権の権利を放棄しようとするものである。

別紙

	相手方	金額
1	秋田県●●●●● ●●●●●	47,000円
2	岩手県●●●●● ●●●●●	1,097,000円
3	岩手県●●●●● ●●●●●	60,000円
4	岩手県●●●●● ●●●●●	133,000円
5	岩手県●●●●● ●●●●●	169,000円
6	岩手県●●●●● ●●●●●	108,000円
7	岩手県●●●●● ●●●●●	61,000円
8	千葉県●●●●● ●●●●●	74,000円
9	岩手県●●●●● ●●●●●	206,000円
10	静岡県●●●●● ●●●●●	134,000円
	合計	2,089,000円